

八街市協働のまちづくり推進協議会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、八街市が協働のまちづくりを進めていくにあたり、市民と市職員が一体となり、協働の仕組みや推進策等に関する調査並びに検討を行っていくことを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、「八街市協働のまちづくり推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会において、次の業務を行うものとする。

- (1) 八街市に合った協働のまちづくりに関する指針について、八街市協働のまちづくり検討会において作成された指針案を原案とし、その内容について審議したうえで内容を確定させ、市長へ提言する。
- (2) 協働のまちづくりに関する条例や推進計画等について調査・検討する。
- (3) その他協働に関する事項について

(構成委員)

第4条 協議会の委員は、次の者により構成し、定数は16人以内とする。

- (1) 八街市におけるまちづくり活動に関係する団体の代表者 6人以内
- (2) 八街市協働のまちづくり検討会から選出された者 5人
- (3) 市職員 5人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第1号及び第3号における委員の任期は、その職にある期間とする。

4 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、任期到来前に、協働のまちづくりに関する条例案及び推進計画案が作成された場合には、協議会に諮った上で協議会を解散し、委員の任期は終了するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、協議会委員の互選により決定する。
- (2) 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- (3) 会長は、協議会を招集し、会務を総理するとともに、協議会を代表する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報告)

第6条 会長は、協議会における検討結果についてとりまとめの上、市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年 4月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から実施する。